

にほつてあります。

以上申し上げました通り基本的な予算構成方針に基きまして、お買かりの頁にかけて記載されております。各款項列の予算案を補正いたしました。不やかうございまして、その内容につきましては本会議の冒頭における昨日の市長さんの施政方針演説にお述べらるゝおる御会も相当ごういすのく、重複を避ける意味でさやめて簡単に申し上げたいと存じます。

オ一親の議合費におきましては、議合報の印刷代三千円を計上したにと、オ二親の総務費におきましては、七月に付はゆめます御議合議員の選挙費用九千六万三千円を計上したにと、オ三親の民生費におきましては、昨日の市長さんから御話しかつてまいりました福祉センターの建設費九千三万七千円、それからお話しした保育所のオ二親工事につきまゝの事務費の計上五万円が主たる内容にほつておるものと存じます。

議事録

まゝ、はあ福祉センターの建設につきまゝは

長さんから昨日お話しが、お話ししたか、その御厚賀は国の補助が千四百二十万に上り、補助の補助が二千二百五十万、起債が一千万を予定してゐるもので、このうち、完成後における福祉センターの管理に要する経費につきまゝは、福祉センターの社会福祉協議会が来年度から社会福祉法人に法人化される予定にほつてあります。社会福祉法人化されまゝと東京市から人件費等の補助が一年間に百五十万の期待をいふのでございまして、ほいまして福祉センターが完成したあとの管理費支拂の方法につきまゝは、さやりの事情も考慮いたしまして毎段の意をとりたいと存する不やかうございまして。

はあおききか、厚生省の社会局長からの通達の中に、社会福祉センターの経営は社会福祉協議会に委託するものと希望するところとあり

吉田正

ます。しかしこの二とは福生村社会福祉協議会の
 方に具体的に全然二相額は申しあげておく事であ
 ります。もう一つは、この二の間の問題とぼるやうな
 二つあります。一つは、お田敷の但生費におきま
 して、お田敷の集金に付の者掃条例の規定とありに改
 める費用の計上がはかばかありまう。二の問題と具
 体的に申しあげますと、今の者掃条例では一般家庭
 のしんぶん金は、ひとり月五円十円と求つてあるが、こ
 ういふ事。業者は便槽等を流す場合にはひとり
 月五円十円とぼるは、一棟五円十円を徴収する
 ありやうな二つあります。例之く申しますと、四人家
 族の場合には各例では五円十円と申しあげはんとす
 け、五棟分の二百五十円を徴収する場合等があるが
 け、五棟分の二百五十円を徴収する場合等があるが
 下に連日数件の苦情が役場に持ち込まれてくるや
 け、五棟分の二百五十円を徴収する場合等があるが

吉田正

をたす子と申しに申します。者掃法の規定は、今
 申しあげましたやうな者掃条例の違反行為を根絶した
 ことを目的に、六月から八月までの間に、お田敷の集金に
 付が直接行なう。この間の間に、お田敷の集金に
 付が、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 産業界、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 とあり、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 は、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 今までのやうに業者からの集金をお願ひいたさうな
 めに、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 本当初予算におきましては、百三十万を徴収する計上
 があります。また福生町の商工会に存する補助金
 につきましては、補助金額の百十円を、お田敷の集金に
 リ計上するにとりめ、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 しては、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、
 しては、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、お田敷の集金に付、

とします。オセオの土木費にあつては、道路の舗装工
事費が二萬五千あり二千五百円、交通安全施
設の設置工事費二百五十万円、延長さんかりお話し
かたつたふふふ、街路の築造工事費三十万円、
、児童水泳場の児童用プール築造工事費五十万円、
、葛城排水路の下り排水工事費五十万円、八
千円等、事業の主たるは、延長さんかりお話し
下。オセオの消防費にあつては、新しく発足したし
ま、福生地区消防組合にあつては、買収金に二十万円計
入し、オセオの教育費にあつては、これも、延長
さんかりお話しが、あつては、いふ分校の建設費五十
百九十万円、三つの増築費五十万円、着工するの
プールと、児童運動場の三つの建設費、合せて三十、百五十
万円、来年度中に四つの児童運動場を建設した
ま、た、その準備費五十万円、等、教育費の主たるは、
延長さんかりお話し、

百、お参事の、ために、オセオの分校の建設面積を
申しあげますと、四階建て、二百五十、百五十平
方メートル、です。
並通、児童は、五教室、管理室、その他、は、つてあります。
、ほ、オセオの三つの分校の増築工事、は、お話し、一階建て、の
児童の、二階と、三階に、二教室を、増築する、予定、で
、つて、います、増築面積は、百九十平方メートル、です。
、以上、オセオの、お参事の、二、説明、を、終、らせて、いた、だ、く
、です、つて、は、一、百、の、オセオ、表、を、お、話、す、か、
、この、表、は、つて、は、来、手、度、は、二、の、表、に、記、載、さ、れ、て、あ、り
、ま、す、と、あ、り、の、事業、に、関、合、の、二、議、決、を、い、た、だ、さ、す、と、
、合計、三十、百、五十、万円、の、後、の、起、債、を、お、話、め、い、た、だ、
、二、つ、と、する、の、で、つて、います、本日、昭和、四十、三年、度、
最終、に、お、ける、一、般、合、計、の、起、債、意、願、を、お、話、す、と、
、申し、あげ、ます、と、合計、債、二十、百、五十、万円、を、つて、い、ま

す。次の頁のガ入ガ出の算明書につぎのよう
は本席上におきましての説明は省略させていただきます
ます。

以上で昭和四十四年度一般会計予算案の説明を終
了させていただきます。よろしく慎重に審議して下
さいませ。原案とあり二の次ありんことをお願
い申し上げます。

議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しま
す。

議長(田村匡雄君) ニニご暫時休憩いたします。
午後五時五十七分休憩

午後八時 三十分再開

議長(八幡中田元一君 下席)

議長(田村匡雄君) 二十番 中村国太郎君

中村国太郎君 理事者から施設方針の中へ述べまし

に施設の一としていたしまして、道路行政に關し
て、昭和四十五年度までに通学路並に主要道
路の舗装を完了すると説明したのには非常に喜ば
れ、と思つております。その土木費の中へ道路新
設改善費の入り、工事請負費二千万円位の便
に、つぎの二千万円は、道路の改良に充てられ
て、担当課長から説明したのと聞いています。

議長(田村匡雄君) 土木課長 森田 猛君

土木課長 森田 猛君 土木課長(本村田猛君) 今般は自
席から中村議員さんの二質問にお答えいたし
ます。

急な顔をしていたところは二千万円を計上させ
ていた下に、つぎの二千万円は、路線番号等に
つぎの二千万円は、

の道四田等、二の次は、国道十号線の周
回の前まで、二の次は、二の次は、

以上申しあげました前セ三千五百万円の金額を
もちまして、~~赤い~~、~~改修~~、~~舗装~~、~~側溝工事~~、~~その他~~
等の施設、~~オイルカバー~~等々を~~実施する~~というニ
て考へてあるわけでございます。

(「了解」という者あり)

議長(田村匡雄君) 九番下野行大君

九番下野行大君 総体的に各節に付エさうありま
す。ポートタキマーの賃金の内落をお聞かせ願いたし
思ひます。

議長(田村匡雄君) 調査室主査 下野浩一君

企画調査室主査(下野浩一君) お答へ申しあげます。
現状当分の間は九時から四時まで一時間当り九
十円、そのほか交通費を三十円支給しております。
二の辺の羽付、秋多、瑞穂、昭島、立川
等は、~~和~~も一時間九十円のほか交通費を別に
支給しておりますが、そのほかは全日時間二百

日づつおしるあるようにござります。したがそ
賃金は二つも同じようにござります。

議長(田村匡雄君) 九番下野行大君

九番下野行大君 是答はわかりましたけれども、九
十円と交通費の三十円というのには、さほど
現在の相場にそぐはないと思ひます。か、能りか
うなコストにのるも二十円です。電車も二十
円ばかり。そういう面からいって、その辺を多少考へて
今後多少のゆとりをみた。ポートの手算を考へるお
考へがあるかというかお願いいたします。

議長(田村匡雄君) 調査室主査 下野浩一君

企画調査室主査(下野浩一君) ポートタキマーの方は、手
間、燃料、所得金額、マリー、という考へ方を、働いて
かう考へる方が多いわけ、そういう関係からいって

